

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

2013 年 5 月 27 日
東村山市議会議長様

議席番号 25 番
質問者 大塚恵美子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>子宮頸がんワクチンへの対応について</p> <p>予防接種法の改正により、定期予防接種の対象疾病 A 類に HPV が位置付けられた。HPV 感染症予防を目的にした「子宮頸がんワクチン」はこれまでも国の補助を受けた事業が進められ、中学 1 年生から高校 1 年生の女子の多く、約 340 万人がワクチンを接種している。</p> <p>この HPV ワクチンについては、前がん状態を減らしたデータはあるが、最終的に子宮頸がんを減らしたというエビデンスについてはなく、ワクチンの有効性の持続期間も明らかではない。有効性や副反応について様々な問題が指摘されており、「子宮頸がんワクチン被害者連絡会」が結成されるに至っている。</p> <p>東京・生活者ネットワークは、5 月 17 日に厚生労働大臣に宛て「子宮頸がんワクチンの接種事業の中断及び中止と副反応被害者に対する救済体制整備を求める要望書」を手渡した。私は、昨年 9 月の決算特別委員会で、副反応の認識や性教育の必要性などについて質疑、提案をしてきたが、再度、問題提起を行う。</p> <p>① 従来任意接種時の被接種者数、定期予防接種に位置付けられた 4 月以降の被接種者数は。</p> <p>② 市が出している「子宮頸がん予防ワクチン予防接種のお知らせ」で予防接種が勧奨されている。中学 1 年生に個別で知らせているとするが、どのようにワクチンの有効性や副反応についての情報を通知しているか。</p> <p>③ 小金井市では中学校で 6 回の説明会を実施している。学校に出向くなど、副反応や有効性、予防効果の限界、検診について説明をしてきた</p>

か。

- ④ 「接種のお知らせ」に、強制的接種であるかのような表現は避け、あくまで「自主性」を尊重することを明示すべき。副反応、効果の限界等について記載し、未接種者に勧奨を行わないよう求める。
- ⑤ 危惧すべき重大な問題に副反応の実態がある。5月17日に厚生労働省は、被害実態を広く調査する、としている。これまで約2000例に及ぶ副反応が報告されており、障害が残るなど重篤な例は106件に及ぶ。任意接種時を含め、今までに、被接種者、医師などから副反応についての報告はあったか。実態を把握されているか。
- ⑥ ワクチンについてのリスクも含めた教育、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点での教育を進めてほしい。市長に見解を伺う。

2 生活保護費過払いと対応について

生活保護費の過払いが5年間で2200万円、過少支給500万円が生じていたことが4月の担当者の異動によって明らかになった、と公表された。おりしも生活保護費へのバッシングが高まり、今後3年間で生活扶助費が7.3%、740億円が減額となる見込みだ。補足性の原理をもつセーフティネットの先行きが厳しいものとなっているが、ケースワークなどの課題について伺う。

- ① 5年間もの過払いが放置されるなど業務が杜撰だ。明らかになった経過、原因の検証、チェック体制を確認する。
- ② 過払い対象の受給者・世帯についてはどのようなケースがあったのか。具体的な説明を。
- ③ これまでにも過払いは起きていたが、今回の過誤との違いは何か。
- ④ 過払い返還請求は、生活保護法、地方自治法施行令など法律に基づくものとはいえ、返還は容易でないと推察する。一律に天引きするのではなく、個別の返還計画を相談されてきたか。
- ⑤ 2012年に福岡県大野城市で、同様の過払いによる返還請求に対し、決定は違法とする訴訟が起きている。どのように考えるか。
- ⑥ 生活保護と障害年金との関係、障害者加算、移送などの制度のしくみや使えるサービスなどについて、折々に説明やケアを十分に行ってきたか。
- ⑦ 生活保護に関する面談を廊下に面したカウンターで行っていることが

	<p>あり、プライバシーへの配慮がない状態が日常化しているように思う。 市長に見解を伺う。</p>
--	---